（資料1-2）

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

2025年度
都道府県消費者行政調査報告

一般社団法人　全国消費者団体連絡会
地方消費者行政プロジェクト　　事務局：菅原・大出

「全国消団連」の紹介
since 1956年～

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動

【会員団体】47団体　　（2026年1月現在）

地域単位の消費者連絡組織 25　全国的消費者団体 14　消費者問題に関わる非営利組織 8

団体間で緩やかにつながりながら、**消費者問題、食品の安全・表示、環境・エネルギーなど**くらしに関わる様々なテーマについて、**国の審議会等への委員参加や意見書の提出など**を通して、消費者の立場から意見発信を進めています。

また、消費者団体をはじめ、専門家や行政などとのネットワークづくりや国際消費者機構(CI)との連携、学習活動・政策提言・立法運動に取り組んでいます。

全国消団連　都道府県行政調査

2018年度から都道府県の消費者行政調査を毎年実施
調査結果に基づき、国などに意見を提出

【2025年度の設問】実施期間2025年8月～9月

1.地方消費者行政推進交付金（現在は地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業）の活用について
2.消費生活相談員について
3.新たな相談支援システムへの移行について
4.消費生活相談の広域連携について
5.消費者安全確保地域協議会について
6.地方消費者行政強化交付金の活用について
7.要望について

2026年2月24日提出 **『地方消費者行政の充実・強化のための意見』**

＜宛先＞内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、財務大臣、消費者庁長官、
内閣府消費者委員会委員長、国民生活センター理事長

1. 地方消費者行政推進交付金
（現在は地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業）の活用について

2024年度で活用期間が終了した事業がありますか ⇒

あり	なし
２４県（51%）	２３県（49%）

事業の状況と2025年度対応

事業メニューの番号	県数(複数回答あり)		2025年度の対応			
			1.継続したかったが、活用期間終了により事業を終了した	2.事業として完結したので終了した	3.強化事業に変更して実施した	4.自主財源で実施した
⑪	23	96 %	4	4	11	4
⑩	7	29 %	2	0	2	3
⑫	6	25 %	2	0	3	1
⑧	3	13 %	1	0	2	0
⑦	2	8 %	1	0	0	1
⑬	2	8 %	0	1	0	1
⑭	2	8 %	0	0	2	0
計	45		10(22 %)	5(11 %)	20(44 %)	10(22 %)
金額計	2024年度 交付金額 126,903,551円		—	—	2025年度事業費 65,777,965円	

⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保するための取組）
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業）
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業（研修参加支援）
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業（研修開催）
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（事業者指導や法執行等）
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（先進性・モデル性の高い事業）

地方消費者行政の充実・強化のための意見

1．自治体は、新たな枠組みによる地方消費者行政強化交付金を地方消費者行政の推進のために積極的に活用してください
国は、自治体が交付金メニューに対して、意欲を持って取り組めるよう、申請条件を緩和して活用しやすいルールにすること、申請手続き自体を自治体担当者にわかりやすく伝えることで、取り組みを促してください

2．消費生活相談員について

採用形態	県数	雇用期間	更新回数制限	実人数
定数内	1 （2%）			2
定数外（会計年度任用職員）	39 （83%）	有 14 （36%）	2回 7 4回 6 9回 1	476
		無 24（61%）		
		有＋無 1（3%）		
定数外（その他）	1 （2%）			4
外部委託	9 （19%）			104
	50*		合計	586

＊定数内＋定数外（会計年度）が1県
定数外（会計年度＋その他）が1県
定数外（会計年度）＋外部委託（日曜日のみ）が1県

指定相談員と主任相談員の配置状況

指定相談員　設置している22県（47%）　していない25県（53%）

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	17	人数合計
県数	2	6	3	2	2	1	1	1	1	2	1	108人

主任相談員　設置している16県（34%）　していない28県（60%）　未記入3県（6%）

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	人数合計
県数	5	4	3	1	0	1	1	0	0	0	1	50人

2．消費生活相談員について

消費生活相談員資格養成講座を実施していますか

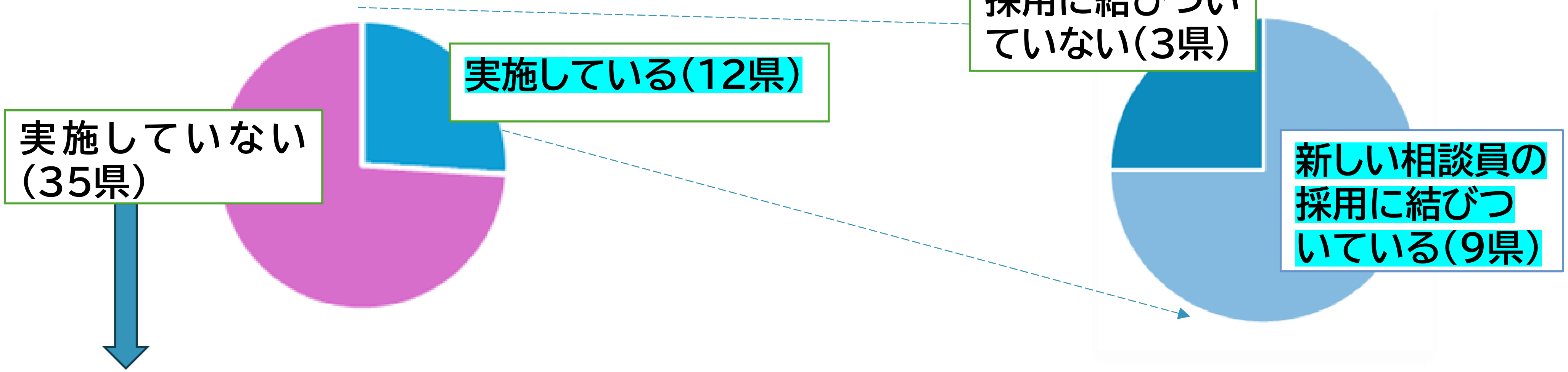

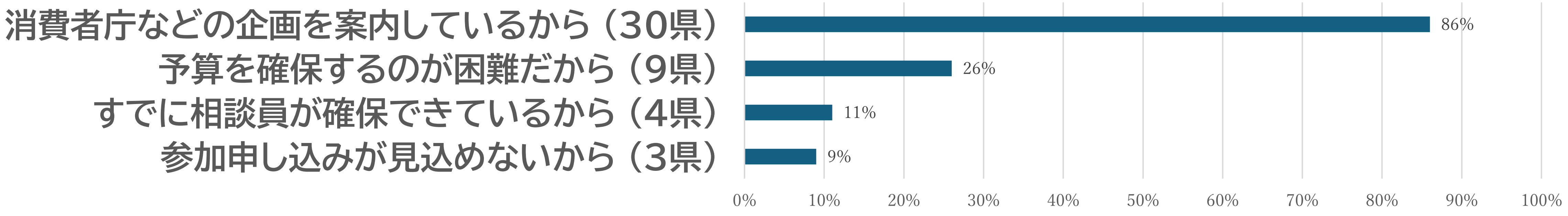

2．消費生活相談員について

消費生活相談員を採用するにあたり、課題となっていること

①募集時の課題	県
有資格者の応募なし/有資格者がいない（増えない）/有資格者が少ない/新規合格者が少ない/候補者探しに苦慮	17
応募者不足/応募者が少ない/応募者なし（状態継続中）	8
高齢者からの応募しかない/年齢高め	7
人材不足/人材バンク登録者確保/人材バンクの登録者が少ない	3
適任者なし	2
人材バンク登録者の地域偏在/有資格者が都市部近郊に偏在	2
内定辞退	1
適性の見極め	1

②体制維持に関する課題	県
高齢化、将来・次世代を担う若い世代の相談員の人材確保	9
将来欠員充足が早急にできなくなる可能性、経験年数の長い相談員の退職が見込まれるが新たな人材の確保育成に課題、人材・担い手確保に課題	7
担い手育成に課題	3
採用に至っても、本人が想定していた業務内容と現実との乖離により離職に至るケースがある、短期離職	2
より条件のよい近隣都市への転職	1

③その他の課題	県
待遇・処遇改善（給与）/精神的負担が大きいのに処遇が十分でない/待遇面で訴求力に欠ける	4
育成しても勤務先なし/有資格者が確保できず欠員が発生するときもあれば、限られた求人であるため応募者が求人を上回ったときは採用を見送らざるを得ないこともある/希望する者がいても、希望の勤務地や勤務体制、時機と合致しないことが多い	3
消費生活相談員資格を取得しても、実際に相談員としての職に就くことを希望する人は少ない/資格取得後に処遇面から相談員にならないケースがある/有資格者が別の仕事に就いている	3
会計年度職員としての限界（給与）	2
欠員募集ができていない	2
人件費予算の確保	1
他県と比べて報酬が低い	1
潜在有資格者を把握できず、有資格者に募集情報を届けられていない	1
有資格者であっても実務経験や相談対応力に乏しい/相談員に内部で研修や能力開発を行うノウハウが蓄積されていない	1
年齢バランスの均等化が難しい	1

地方消費者行政の充実・強化のための意見

３．消費生活相談員の
担い手確保と
人材育成を推進し、
働きやすい環境整備を
求めます

３．新たな相談支援システムへの移行について

1.新システム初期費用 強化交付金（定額交付）の活用状況 <合計額>		
利用県	県数	38
利用額合計	円	78,001,631
利用県平均額		2,052,675
500万円超	県数	3
300～500万円		7
100～300万円		12
50～100万円		7
50万円以下		9
0円		9

1.新システム初期費用 強化交付金（定額交付） の活用状況 <費目別>		入出力装置（マイク付きヘッドセット、ディスプレイなど）	周辺機器（プリンター、スキャナーなど）	回線敷設	端末	ソフトウェア及びセキュリティ対策に係る費用	その他
利用県	県数	27	26	17	20	16	5
利用額合計	円	9,013,070	4,519,206	24,028,071	26,049,894	12,893,190	1,498,200
利用県平均額		333,817	173,816	1,413,416	1,302,495	805,824	299,640
100万円超	県数	1	0	8	14	5	0
50～100万円		4	2	4	6	3	1
10～50万円		17	10	3	0	6	2
10万円以下		5	14	2	0	2	2

新たな相談支援システム導入に向けて、課題と考えていること

費用負担が大きい	接続できない可能性がある	セキュリティに懸念がある	システムに対応できる職員がいない	システム運用において業務負担が大きい	相談業務に対する相談員の負担が増える懸念がある	相談員の事前研修が間に合うのかがわからない	メール相談を導入の際に相談への対応や処理の仕方に懸念がある	その他
14県	6県	9県	3県	6県	20県	15県	13県	9県
30%	13%	19%	6%	13%	43%	32%	28%	19%

地方消費者行政の充実・強化のための意見

２．新たな相談支援システムへの移行にあたり、自治体の実情を十分に把握し、理解を深めた上で、2026年10月のスムーズな移行を実現してください

4. 消費生活相談の広域連携について

実施されている方式	広域連携数(率%)	
中心市町村集約方式	105	63.3
相互乗入方式	40	24.1
事務組合方式	9	5.4
巡回方式	3	1.8
その他	9	5.4
合計	166	

実施事務(複数選択可)	広域連携数(率%)	
消費生活相談	160	96.4
消費者安全確保地域協議会やその他の見守り	17	10.2
消費者啓発	49	29.5
消費者教育	31	18.7
その他	1	0.6
把握していない	16	9.6

会議開催頻度	広域連携数
4回以上/1年	1
4回/1年	2
3~4回/1年	1
3回/1年	1
数回/1年	1
2回/1年(6か月1回)	2
1回以上/1年	4
1回/1年	12
頻度まで把握していない	2

県の支援や役割分担(複数選択可)	県数	率%
広域連携の担当者会議に県の職員が出席する	4	17.4
広域連携の相談窓口の周知を県が協力する	13	56.5
住民からの相談対応は身近な広域連携で受け付けることを基本とし、県は広域的・専門的な相談に対応する	12	52.2
広域連携エリアの消費者啓発は広域連携に任せ、県は広域連携以外のエリアを担当する	0	0
広域連携では相談業務だけを行い、広域連携エリアの啓発等は県が行う	1	4.3
その他	6	26.1

5．消費者安全確保地域協議会について

会議の主な議題	県数 今年度	県数 昨年度
地域での最近の消費者被害状況の共有	25	21
県内市区町村での消費者安全確保地域協議会の設置に向けての支援	14	14
消費者被害の未然防止事例の共有	13	10
活動に取り組む際の「困りごと」の共有と解決に向けた意見交換	13	8
地域への啓発・広報方法の検討（資材の内容検討も含む）	10	9
県内市区町村で設置された消費者安全確保地域協議会の活動の支援	9	9
その他	2	3

協議会を設置したことで進んだと思うこと	県数
構成メンバーの消費者被害についての認識	24
構成メンバーそれぞれの取り組みについての情報共有	24
構成メンバー間の取り組みの連携	12
消費者への情報提供・注意喚起の対象	9
消費者への情報提供・注意喚起の回数・規模	7
消費者への情報提供・注意喚起での工夫	4
構成メンバーの消費者啓発・教育行事への参加	4
消費生活センターへの通報	4

協議会運用についての課題	県数（今年度）	県数（昨年度）
県内市町村の協議会について（設置が進まない、必要性を感じていない、多忙、設置しても有効に機能していない、市町村ごとの状況の違い）	10	6
構成員関連（人事異動等による引継ぎ不十分、当事者意識不足、全員参加の困難、消費者行政・トラブルに関する認識）	5	2
継続的な取り組み関連（情報共有や啓発止まりで具体的な見守り活動や消費者トラブルの未然防止に繋がらない等）	5	0
会議内容が定例化している	1	1
福祉部局・福祉関係機関との連携	1	0
自治関係組織等の地域コミュニティに属していない人に対する周知・啓発が十分でない	1	0

地方消費者行政の充実・強化のための意見

４．消費者安全確保地域協議会の設置を推進し、被害の未然防止や早期解決に向けてその役割を十分に発揮できるように取り組みを進めてください

６．地方消費者行政強化交付金の活用について

強化事業メニュー名	活用区分 年度	都道府県での活用県数		市区町村での活用県数	
		2025	2024	2025	2024
1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 (1)消費生活相談体制の充実・強化					
①消費生活相談のデジタル対応を行うための体制整備		38	12	45	15
②相談員の業務のテレワーク化に向けた体制整備		0	0	0	0
③相談機能の強化		8	4	8	1
④対応困難者への対応力強化		1	－	3	－
⑤広域連携の立上げ・運営・拡充		1	1	3	4
(2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用					
①配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への対応力強化		14	15	28	31
②消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築・運営(機能強化)		11	6	21	20
(3)消費者教育・啓発への取組					
①消費者教育の推進		35	34	41	44
②風評被害の払拭のための取組		1	1	1	1
③食品表示制度の普及・啓発		3	3	1	2
④適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援		1	1	0	0
(4)SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)					
①エシカル消費の普及・促進		20	17	27	25
②消費者志向経営		4	3	5	2
③食品ロス削減の取組		26	28	27	28
(5)法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組					
①法執行体制の強化		17	16	2	4
②公益通報者保護制度の推進		1	1	0	0
2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業					
(1)国が指定するテーマの研修への参加		28	24	40	41
(2)国が指定するテーマでの研修開催		12	9	6	7
3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業 (1)消費者被害の防止・早期発見					
①消費者教育の推進・周知啓発		13	10	21	18
②消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の構築、運営(機能強化)		2	2	4	4
(2)消費生活相談等の機能強化					
①消費生活相談の機能強化		4	6	8	7
②悪質事業者等への対応強化		1	1	1	1

7. 要望について

国に対して交付金等財政に関する要望　テーマ分類	県数
地方消費者行政推進事業の継続	13
消費生活相談員の人件費を対象とする財政措置	12
新たな相談支援システムに対する財源支援	11
地方消費者行政強化交付金の補助率1/2のかさ上げ・使途の拡充	9
継続的・安定的・長期的な財政支援	7
地方消費者行政強化交付金のルール（前年よりの取組の深化・拡充）の撤廃	6
活用しやすい制度設計・新たな制度創設	5
早期の情報提供	4
手続きの軽減	4
補助率1/3の引き下げの撤廃	3
消費者庁の予算確保ほか	2

国に対して財政以外での要望 テーマ分類	県数
新たな相談支援システムに対する意見反映や財政支援	9
消費者被害防止・法制度の強化	7
消費生活相談員の人材確保・処遇改善	4
消費者行政への支援・強化	3
消費者教育・啓発	2
社会的課題への対応（価格の安定確保・ハラスメント防止対策）	2

■要望
・地方消費者行政強化交付金（推進事業）の終了により地方消費者行政が後退・縮小することのないよう、地方消費者行政を安定的に推進するための予算措置を講じてもらいたい。
・地方消費者行政強化交付金（強化事業）について、国の重要政策に対応する事業だけでなく、県及び市町村が求める消費生活相談員の人件費や地域課題にも柔軟に対応できるよう、使途を拡充するほか、補助率（1/2）の嵩上げを行うこと。
・新相談システムの導入に伴う費用については、初期費用だけでなく、今後機器等の更新に要する費用についても、永続的に補助対象とされることを希望します。

地方消費者行政の充実・強化のための意見

1. 自治体は、新たな枠組みによる地方消費者行政強化交付金を地方消費者行政の推進のために積極的に活用してください
国は、自治体が交付金メニューに対して、意欲を持って取り組めるよう、申請条件を緩和して活用しやすいルールにすること、申請手続き自体を自治体担当者にわかりやすく伝えることで、取り組みを促してください

2. 新たな相談支援システムへの移行にあたり、自治体の実情を十分に把握し、理解を深めた上で、2026年10月のスムーズな移行を実現してください

3. 消費生活相談員の担い手確保と人材育成を推進し働きやすい環境整備を求めます

4. 消費者安全確保地域協議会の設置を推進し、被害の未然防止や早期解決に向けてその役割を十分に発揮できるように取り組みを進めてください

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

ご清聴ありがとうございました

2025年度「都道府県の消費者行政調査
報告書」をデータで提供いたします

全国消団連
https://www.shodanren.gr.jp/index.php

2025 年度 都道府県の消費者行政調査　報告書

地方消費者行政の充実･強化を考える

目次

Ⅰ．はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ．調査結果から分かったこと（ポイント） ・・・・・・・・・・・・・・・・2
Ⅲ．調査結果の概要と分析・考察
1．地方消費者行政推進交付金（現在は地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業）の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2．消費生活相談員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3．新たな相談支援システムへの移行について・・・・・・・・・・・・・・・・24
4．消費生活相談の広域連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
5．消費者安全確保地域協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
6．地方消費者行政強化交付金の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・41
7．要望について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
Ⅳ．地方消費者行政の充実・強化のための意見・・・・・・・・・・・・・・・・48

【資料編】
Ⅴ．2025 年度消費者行政に関するアンケート（調査票）・・・・・・・・・・・・ 52
Ⅵ．2025 年度 都道府県の消費者行政に関するアンケート 集計・・・・・・・・・67

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN
〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036
URL：http://www.shodanren.gr.jp